

介護老人保健施設・介護医療院が実施する訪問リハビリテーション事業所の 指定基準等について

令和6年6月1日以降、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった時は、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます（以下「施設みなし」という。）。なお、既に指定を受けている訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所の有効期限の翌日から指定されたこととみなされます。

このため、既に指定を受けている訪問リハビリテーション事業所のうち、令和6年6月1日以降に有効期限が到来する事業所については、更新手続きが不要です。

(1) 訪問リハビリテーション事業所（施設みなし）の事業所番号及び事業所名について

既に指定を受けている指定訪問リハビリテーション事業所（本体施設が介護老人保健施設又は介護医療院のもの）の介護保険事業者番号及び事業所名については、原則として有効期限が到来した翌日から本体施設の介護保険事業者番号及び事業所名となります。

ただし、事業所名については、有効期限が到来した後でも、通称として利用する場合は問題ありません。

※ 例) 介護老人保健施設A（介護保険事業者番号 3450000000）に所在する指定訪問リハビリテーション事業所B（介護保険事業者番号 3470000000）の場合。（有効期限が R6. 6. 30）

	有効期限到来前（～R6. 6. 30）	有効期限到来後（R6. 7. 1～） （みなし指定）
介護保険事業者番号	3470000000	3450000000
事業所名	訪問リハビリテーション事業所B	介護老人保健施設A

(2) みなし指定を受けた訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション事業所の 人員配置基準の緩和

指定訪問リハビリテーション事業所（通所リハビリテーション事業所）の本体施設が介護老人保健施設又は介護医療院である場合、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所（通所リハビリテーション事業所）の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができます。

(3) 訪問リハビリテーション事業所を開設する際に必要な手続きについて

介護老人保健施設又は介護医療院の施設内に、事業所の専用区画を確保する必要があるため、介護老人保健施設（介護医療院）開設許可事項変更申請により、変更許可を取る必要があります。

また、介護報酬を算定するため、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」等の提出が必要です。

なお、新規指定の手続きは不要です。